

経営事項審査の手引き

和歌山県 県土整備部
技術調査課

目 次

1. 経営事項審査の概要	1
2. 経営事項審査の有効期間	2
3. 経営事項審査の内容と総合評定値の請求	2
4. 審査項目	3
5. 総合評定値（P）の算出	3
6. 申請手続き	4
7. 申請時期	7
8. 審査手数料及び納付方法	7
9. 申請書及び添付・提示書類	8

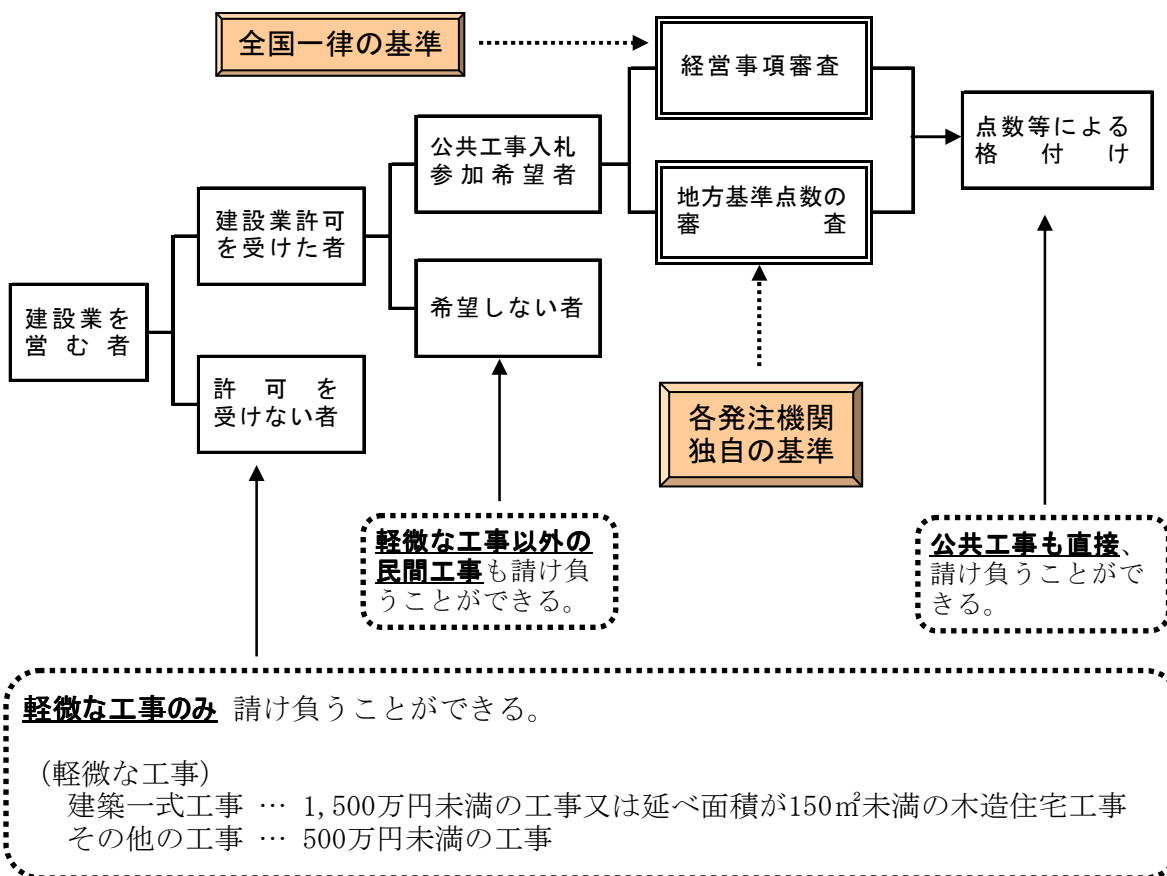
1. 経営事項審査の概要

経営事項審査とは、建設業者の『経営規模』、『経営状況』、『技術力』、『その他の審査項目（社会性等）』の客観的事項について行われる企業評価制度であり、国、地方公共団体等が発注する公共工事を直接、請け負おうとする場合は、事前に当該審査を受けなければなりません。

なお、公共工事の入札に参加を希望しない建設業者の方や、公共工事を直接、請け負うことのない建設業者の方は、必ずしも経営事項審査を受ける必要はありません。

○建設業法第27条の23
 「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。」

建設業者と経営事項審査の関係



2. 経営事項審査の有効期間

経営事項審査の有効期間は、経営事項審査を申請する直前の決算日（＝審査基準日）から1年7か月であり、公共工事の発注者と請負契約を締結することができるのは、経営事項審査の有効期間内となっています。（建設業法施行規則第18条の2）

したがって、公共工事を発注者から直接、請け負おうとする建設業者の方は、審査基準日から1年7か月の「公共工事を請け負うことができる期間」が切れ目なく継続するように、毎年定期的に経営事項審査を受ける必要があります。

3. 経営事項審査の内容と総合評定値の請求

経営事項審査は、登録経営状況分析機関が行う経営状況分析（Y）と、国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営規模等評価（XZW）の2つからなります。

（ 経営事項審査 ＝ 経営規模等評価（XZW）＋経営状況分析（Y） ）

また、経営状況分析の結果と経営規模等評価の結果を合わせて算出される総合評定値（P）は、国土交通大臣又は都道府県知事へ請求することにより通知されます。

注意！

県の入札参加資格審査においては、総合評定値の請求を行っていることが入札参加資格審査の受付の条件となっていますので、経営規模等評価申請と同時に総合評定値の請求も行う必要があります。

4. 審査項目

区 分	審 査 項 目	
(1) 経営規模 (X)	X ₁	①業種別年間平均完成工事高 県で受付
	X ₂	①自己資本額 ②利益額 (利払前税引前償却前利益)
(2) 経営状況 (Y)	Y	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上総利益率 登録経営状況分析 機関 (※) で受付 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュフロー (絶対額) ⑧利益剰余金 (絶対額)
(3) 技術力 (Z)	Z	①業種別技術職員数 県で受付 ②業種別元請完成工事高
(4) その他の審査項目 (W) (社会性等)	W	①労働福祉の状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令順守の状況 ⑤建設業の経理の状況 県で受付 ⑥研究開発の状況

※詳しくは、国土交通省ホームページ 登録経営状況分析機関一覧をご覧ください。
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000091.html

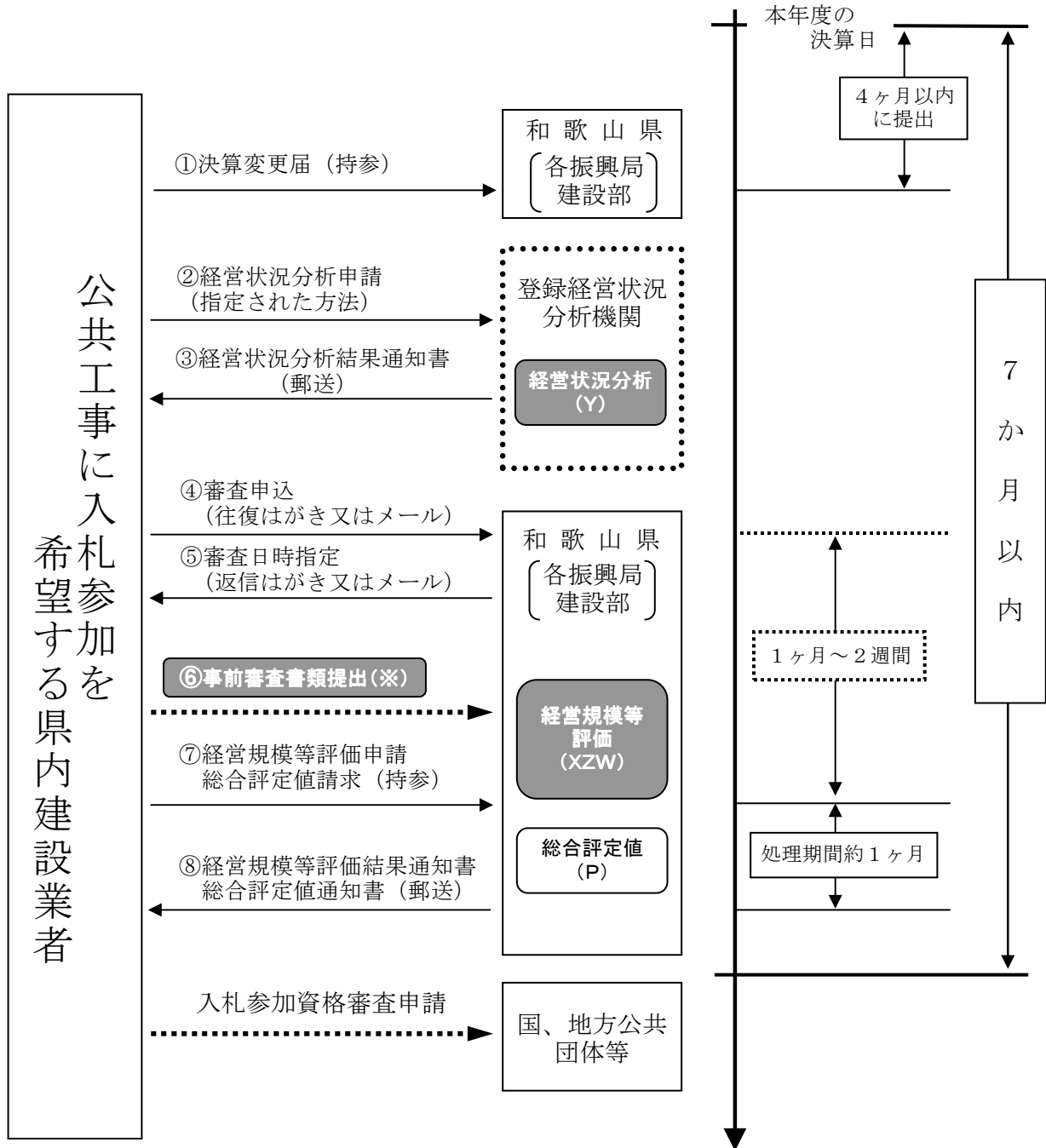
5. 総合評定値(P)の算出

総合評定値 (P) は、各審査項目のそれぞれの数値に基づき、評点を算出し、次の計算式により建設工事の種類ごとに算出します。

$$\text{総合評定値 (P)} = 0.25 X_1 + 0.15 X_2 + 0.20 Y + 0.25 Z + 0.15 W$$

6. 申請手続き

※①～⑧は、**毎年**手続きをする必要があります。



※ 審査当日の審査時間を短縮し、円滑に審査が進められるよう **工事経歴書** (写)、**技術職員名簿** (写)、**申請書表紙** (写) の事前提出についてご協力願います。

※ 国土交通大臣許可業者については、**申請書等の受領のみを行います**。上記①～③の手続きが終了し、申請準備が出来次第、各振興局建設部まで持参ください。

○経営規模等評価申請、総合評定値請求まで

- ① 決算終了後、4か月以内に管轄の振興局建設部に「決算変更届」を提出してください。
- ② 経営状況分析申請書及び添付書類を登録経営状況分析機関へ提出し、経営状況分析を受けます。申請手続きについては、各機関へお問い合わせください。（※）
- ③ 登録経営状況分析機関から経営状況分析結果通知書が郵送されます。
- ④ 往復はがき又はメールで管轄の振興局建設部に審査を申し込みます。
（申込期間：審査開始日の1か月～2週間前）
- ⑤ 振興局建設部から審査日時等を指定した返信はがき又はメールが届きます。
- ⑥ 工事経歴書(写)、技術職員名簿(写)、申請書表紙(写)を事前提出してください。
（郵送、FAX、持参可）
- ⑦ 経営規模等評価申請書など関係書類を指定された日時に振興局建設部等へ持参し、審査を受けます。（持参書類は、P.9の一覧表参照）
※審査を受ける際は、できる限り記載内容（工事内容、職員の雇用状況等）を説明できる方（個人事業主の場合は申請者本人、法人の場合は役員等）がお越しくください。
- ⑧ 審査が終了すれば、国土交通大臣又は知事から経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書が郵送されます。

※詳しくは、国土交通省ホームページ 登録経営状況分析機関一覧をご覧ください。
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000091.html)

和歌山県への入札参加を希望される方へ

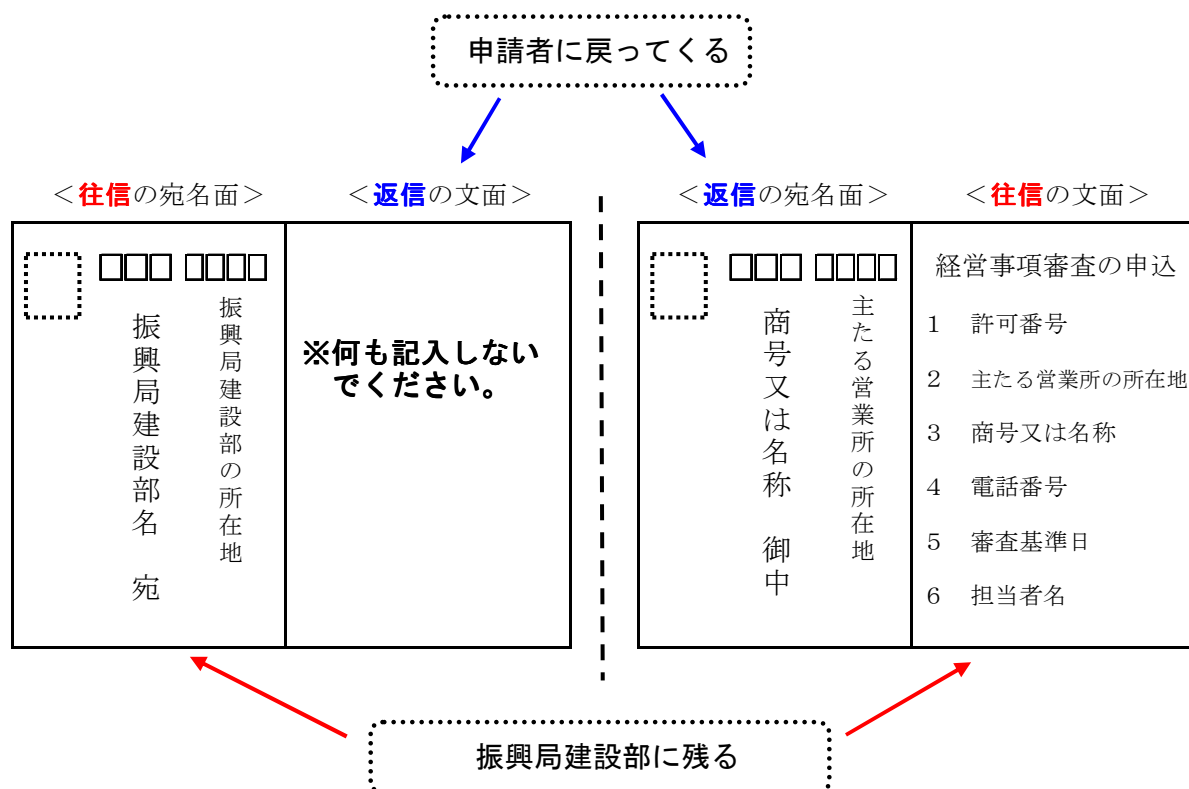
和歌山県へ入札参加を希望する場合は、入札参加資格審査申請書等を振興局建設部へ提出する必要があります。

なお、経営事項審査を受け、総合評定値が算定されていない業種や総合評定値通知書における完成工事高の数値が、**250万円以下の業種**については、入札参加資格審査申請をすることができません。

※申請用紙及び記入要領等は、
技術調査課ホームページ、振興局建設部で入手できます。

※ 往復はがき等の記入について

● 「往復はがき」の場合



● 「メール」の場合

宛 先：下記の送付先一覧の管轄する振興局建設部

件 名：『 経営事項審査の申込 』

本 文：上記はがきの1～6（往信の文面）を記載

“1（いち）”ではありません！
アルファベット“L（エル）”
の小文字です。

送付先一覧

振興局建設部名	所在地	メールアドレス	電話番号
伊都振興局建設部	〒648-8541 橋本市市脇4-5-8	e1303611@pref.wakayama.lg.jp	0736-33-4937
那賀振興局建設部	〒649-6223 岩出市高塚209	e1302611@pref.wakayama.lg.jp	0736-61-0028
海草振興局建設部	〒640-8287 和歌山市築港1-14-2	e1301611@pref.wakayama.lg.jp	073-423-5961
〃 海南工事事務所	〒642-0017 海南市南赤坂19	e1301711@pref.wakayama.lg.jp	073-483-4824
有田振興局建設部	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	e1304611@pref.wakayama.lg.jp	0737-64-1267
日高振興局建設部	〒644-0011 御坊市湯川町財部651	e1305611@pref.wakayama.lg.jp	0738-24-2918
西牟婁振興局建設部	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	e1306612@pref.wakayama.lg.jp	0739-26-7960
東牟婁振興局串本建設部	〒649-3503 東牟婁郡串本町串本2491	e1307611@pref.wakayama.lg.jp	0735-62-0755
東牟婁振興局新宮建設部	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	e1307711@pref.wakayama.lg.jp	0735-21-9623

7. 申請時期

和歌山県では、経営事項審査の有効期間が切れ目なく継続するように、各申請者の決算期（審査基準日）により申請月を下記のとおり定めています。

決算期（審査基準日）	経営規模等評価等申請月
10月・11月	翌年の2月、3月
12月	翌年の4月、5月、6月
1月・2月	同年の7月
3月・4月	同年の8月
5月・6月	同年の9月、10月
7月・8月	同年の11月、12月
9月	同年の12月、翌年の1月

※国土交通大臣許可業者については、随時、各振興局建設部へ申請してください。
 ※日程は予定であり、審査の実施状況等を踏まえ、変更する可能性があります。

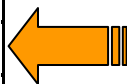
8. 審査手数料及び納付方法

	経営規模等評価申請・総合評定値請求手数料
納付額	○経営規模等評価申請・総合評定値請求を行う場合 8,500円＋（申請業種数×2,500円） （例）8,500円＋（2業種×2,500円）＝13,500円
	○経営規模等評価申請のみを行う場合 8,100円＋（申請業種数×2,300円） （例）8,100円＋（2業種×2,300円）＝12,700円
	○総合評定値の請求のみを行う場合 400円＋（申請業種数×200円） （例）400円＋（2業種×200円）＝800円
納付方法	審査手数料印紙（証紙）貼付書に貼付 ※和歌山県知事許可業者： 県証紙 ※国土交通大臣許可業者： 収入印紙

9. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数

正本	1部
副本	1部
控え	1部 (正本のコピー可)



22年度の審査から
提出部数が
2部になります。

(2) 申請書及び添付書類

○記入については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の『申請書等記載例』をご覧ください。

○下記の順番で、A4版の大きさに綴じてください。

※大臣許可業者の正本はとじないでください。

申請書	区分	知事許可業者			大臣許可業者		
		正	副	控	正	副	控
① 経営規模等評価申請書等（表紙）		○		写		○	写
② 経営規模等評価申請書等（様式第二十五号の十一）2枚		○	○	写	○	○	写
③ 工事種類別完成工事高（別紙一）		○	○	写	○	○	写
④ 工事経歴書（様式第二号）		○		写	○	○	写
⑤ その他の審査項目（社会性等）（別紙三）		○	○	写	○	○	写
⑥ 技術職員名簿（別紙二）		○	○	写	○	○	写
⑦ 建設業退職金共済事業加入・履行証明書		○			写	写	○
⑧ 経営状況分析結果通知書（総合評定値を請求する場合）		○	写		○	写	
⑨ 審査手数料印紙（証紙）貼付書		○			○		

(3) 知事許可業者の持参（提示）書類一覧

※確認書類は、「(写)」と記載しているものを除き、**原則として原本**とします。

※**確認書類の事前提出は必要ありません**。申請書のみ提出をお願いします。

審査項目	確認書類
(1) 経営規模等評価申請書 (表紙のみ事前提出)	①建設業許可申請書 ②建設業許可通知書 ③建設業許可の各種変更届（振興局建設部の受付印のあるもの） ④前年の経営事項審査申請書の控え（県の受付印のあるもの）
(2) 工事種類別完成工事高	①建設業許可の決算変更届出書 ※完成工事高を2年平均時は2年分、3年平均時は3年分 ②消費税確定申告書の控え及び添付書類（審査対象事業年度分） ※電子申告の場合は、電子申告書、付表と受信通知の打出（申請者又は税理士が『事実と相違ない旨』記載し、記名・押印したもの） ※免税業者は除く ③工事台帳、総勘定元帳など請負額の実在性が確認出来るもの
(3) 工事経歴書 (事前提出)	①工事請負契約書（注文書及び請書） ※工事経歴書に記載されている工事について ※契約書等がない場合は、売上帳、通帳(写)、工事代金振込通知書など ②工事経歴書においてプレストレストコンクリート工事、法面処理工事、鋼橋上部工事の施工実績がある場合は、当該工事に係る工事契約書及び仕様書等 ③施工体制台帳 ※発注者から直接請け負った工事で下請契約の総額3,000万円（建築一式工事は4,500万円）以上の工事
(4) 社会性等	
雇用保険加入の有無	○審査基準日を含む年度の「雇用保険料の領収書」及び「労働保険概算確定保険料申告書の控え」
健康保険及び厚生年金保険加入の有無	○審査基準日を含む月の「健康保険及び厚生年金保険の領収証書」又は「保険料納付済証明書」
建設業退職金共済組合加入の有無	○共済手帳受払簿及び、共済証紙受払簿
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	(1) 退職一時金制度導入の場合（下記のいずれか） ○中小企業退職金共済制度への「加入を証明する書面」 ○特定退職金共済団体制度への「加入を証明する書面」 ○労働基準監督署長の印のある「就業規則」又は「労働協約」
	(2) 企業年金制度導入の場合（下記のいずれか） ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「基金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	○(財)建設業福祉共済団等の労働災害補償制度への「加入を証明する書面」又は保険会社の「保険証券」 ただし、 ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていること が確認できるものに限る。 ○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）

防災協定締結の有無	○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定（写） ○団体が防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（基準日現在の状況が確認出来る証明書）
監査の受審状況	○会計監査人設置の場合 有価証券報告書（写）又は監査証明書（写）「提出」 ○会計参与設置の場合 会計参与報告書（写）「提出」 ○経理処理の適正を確認した書類の提出の場合 経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名・押印を付したものと及び確認項目表「原本提出」
公認会計士等の数 二級経理試験合格者数	①資格者証又は合格証（写） ②常勤性が確認できる書類（「技術職員名簿」の確認書類参照）
研究開発費	○規則別記様式第17号の2による注記表 （会計監査人設置会社のみ）
(5) 技術職員名簿 (事前提出)	①監理技術者 「 監理技術者資格者証 (写)」及び「 監理技術者講習修了証 (写)」 ②基幹技能者 「登録基幹技能者講習修了証(写)」 ③その他の技術者 技術職員の資格を証する書類(写) ※すでに届出により県が原本を確認済みのものは不要 ④常勤性が確認できる書類 ・健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等 ・雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届（様式第4号）と賃金台帳（写）（注1） ・雇用保険に加入できない場合は、住民税特別徴収税額を通知する書面、賃金台帳、源泉徴収簿等 ・所得税確定申告書の「事業専従者」に該当する場合は、申告書の第一表と第二表（写）

※申請内容により、別途追加資料を提出していただく場合があります。

※新規に受審する場合、「完成工事高」及び「工事経歴書」については、2年平均選択の場合は2年分、3年平均を選択の場合は3年分必要です。

(注1) 審査基準日以降に退職している者は雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)、離職票及び賃金台帳等で確認

(4) 大臣許可業者の審査にかかる確認書類

- 和歌山県では、申請書類等の受領のみを行います。
- 申請の際には、「経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリスト」を添付願います。
- 詳しくは、近畿地方整備局の案内をご覧ください。
(http://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/daizinkyoka_sinsa.html)